

「道の駅」の活性化による地域活性化等検討業務委託 特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、全国「道の駅」連絡会（以下「発注者」という）が実施する「「道の駅」の活性化による地域活性化等検討業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、今後の「道の駅」のあり方に対する研究として、全国の「道の駅」の機能の更なる向上や地域活性化方策、「道の駅」ブランドの活用方策等について、平成25年以降の「道の駅」第二ステージの取組状況や「道の駅」を取り巻く民間ビジネス環境等を念頭に検討する。また「道の駅」ネットワークの活性化等を目的として設立された全国「道の駅」連絡会の法人化後の活動内容等の策定や収支計画の策定等を行うことを目的として実施するものである。

第3条 履行期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

第4条 配置技術者等

記条件を満たす管理技術者、担当技術者を配置すること。なお、各技術者は参加表明者と正規雇用関係にあること。

1. 管理技術者

- ・平成20年度以降に完了した本業務と同種又は類似業務での業務実績があること。
- ・資格は問わない。

2. 担当技術者

- ・特になし。

第3条 業務内容

1. 計画・準備

当該業務を実施するにあたり、業務の目的・主旨を十分に理解した上で、業務が円滑に実施できるよう、条件の確認や業務実施基本方針・業務工程計画等について立案を行い、業務計画書を作成すると共に必要な資料の収集整理を行う。

2. 「道の駅」の機能の更なる向上や地域活性化方策検討

(1) 「道の駅」に関する各種経済活動の動向調査

全国の「道の駅」の機能の更なる向上や地域活性化方策を検討する際の基礎資料として、平成25年以降の「道の駅」第二ステージの取組状況や「道の駅」を取り巻く民間ビジネス環境について整理する。

(2) 公益機能の強化策検討

「道の駅」における公益機能の強化を図るため、現在、「道の駅」における公益機能の現状と問題点・課題を整理し、公益機能の更なる強化を図るための対策について検討する。

(3) 「道の駅」ブランドのマネジメント方策の検討

「道の駅」のブランド価値の更なる向上を図るため、現在の「道の駅」ブランドの維持・管理状況等の把握とともに、行政機関や民間企業等のブランド活用・管理事例を参考に、今後の「道の駅」ブランドの維持・管理方法のあり方等について検討する。

3. 全国「道の駅」連絡会の今後の活動内容等の検討

(1) 今後の行動指針案等の検討

全国「道の駅」連絡会の今後の活動のあり方の基軸となる行動指針や将来像について検討する。

(2) 今後の活動内容案の策定

全国「道の駅」連絡会の今後の活動のあり方の基軸となる行動指針や将来像を実現するために必要な活動内容等について検討する。

(3) 今後の活動に伴う活動資金確保に関する方策検討

全国「道の駅」連絡会の今後の活動のあり方の基軸となる行動指針や将来像を実現するための活動を展開していくために必要な活動資金の確保方策の検討や収支計画の策定を行う。

4. 報告書作成

上記の検討結果等を報告書としてとりまとめる。

第4条 打合せ協議

業務の進捗状況の報告ならびに今後の業務の進め方等についての報告を目的とした打ち合わせを、業務等着手時を含めて3回実施する。なお、打合せは、以下の段階において実施するものとする。

- ・業務着手時
- ・「道の駅」の機能の更なる向上や地域活性化方策　とりまとめ時
- ・全国「道の駅」連絡会の今後の活動内容等の検討　とりまとめ時
- ・その他必要と認められる場合

第5条 再委託

本業務の大部分について再委託することは禁ずる。なお、再委託を行う場合には、発注者へ事前に報告し、許可を得ること。

また、受注者は、委託業務の一部を第三者に委託した場合、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させると共に、再委託先の全ての行為について、発注者に対して責任を負わなければならない。

第6条 資料の貸与

- ・調査職員が必要と認めた資料

第7条 電子納品

1. 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領〔平成20年5月〕（以下「要領」という）」に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、電子成果品とその他資料とし、電子成果品は「要領」に基づいて作成した電子媒体（CD-R）を2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はない。その他資料の提出方法は、調査職員と協議すること。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。
4. 成果品における図面及び機能記述においては、特定のメーカー等に限定することなく、一般的な表現方法を用いるものとする。ただし、本業務の目的からその機能を必要とするものについては、この限りでない。

第8条 成果品の提出

成果品は、以下のものを、全国「道の駅」連絡会 事務局まで提出すること。

なお、公印が必要な品質証明書等の書類の原本性の確認が必要となるものは、検査時に検査官に提示出来るように整理するものとする。

- ・電子媒体（CD-R）2部
- ・電子媒体を印刷、ファイリングしたもの1部（概要版を含む）
- ・その他調査職員が指示するもの 1式

第9条 セキュリティポリシーの遵守

1. 受注者は、自社セキュリティポリシーの遵守しなければならない。
2. 発注者の保有する情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティポリシー実施手順については、その内容を秘密にしなければならない。なお、本条項に関する事項については、再委託者まで周知徹底するものとする。
3. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
4. 受注者は、情報資産の保管管理については、発注者に対して一切の責を負うものとし、情報資産を発注者の指定した目的以外に使用すること及び第三者へ提供することを禁止する。
5. 受注者は、業務終了後、発注者から入手した情報資産を返還又は発注者の指示する方法で完全に消去・廃棄し、その旨の証明を書面にて発注者に通知しなければならない。

第10条 情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 発注者は、受注者の情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。
3. 本業務に関し情報セキュリティに関する事件・事故等が発生し、受注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者は当該事故等を受注者の名称を含めて公表することがある。

第11条 その他

1. 受注者が各項の規定に違反した場合、発注者は契約を解除することができる。なお、受注者が受けた損害について発注者は負担しない。
2. 受注者は、前各項の規定に違反したことにより発注者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

第12条 疑義

本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

以上